第二千六百八十五号

平成二十九年

四月三日 月 Н

曜

目 次

示

○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一七五

○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出 …………………二七六

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について ……………………………二七六

告 示

山梨県告示第百三十二号

とおり関係書類を縦覧に供する。 県営畑地帯総合整備事業(御勅使川沿岸地区第1工区)の換地計画を定めたので、次の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

る。 なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤

斎

縦覧書類 換地計画書の写し

 $\stackrel{-}{-}$ 縦覧期間 平成二十九年四月四日から同年五月一日まで

 \equiv 縦覧場所 南アルプス市役所

几 審查請求期間 平成二十九年五月二日から同月十六日まで

山梨県告示第百三十三号

Ш

梨 県

公

報

第二千六百八十五号

平成二十九年四月三日

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 その関係図面は、 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成二十九年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月三日

道路の種類 一般国道

山梨県知事

後

藤

斎

路 線 名 四百十一号

 \equiv 道路の区域

で「岩口」素原写素原口セイノ三番「	甲州市富山上灰原と灰原山四二八三番一也先から甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地	区間
新	旧	の旧 別新
二九・八〜七・五	一六・六〜九六・三	(メートル) 敷地の幅員
二〇五・〇	二〇五・〇	(メートル) 長

山梨県告示第百三十四号

まで一般の縦覧に供する。 設事務所 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 (吉田支所を除く。) において、この告示の日から平成二十九年四月二十四日 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 次のとおり道

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤

斎

年 四 月 三 十 九	八六・〇	番二五地先まで 上野原市鶴島字飯米場四四八四 番五地先から 番五地先から 上野原市鶴島字飯米場四四八四 上野原市鶴島字飯米場四四八四	野四原市場場上	県道
期日開始の	(メートル) 長	区間	路線名	種道 類路 の

山梨県告示第百三十五号

との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、 河川法 |梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 (昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、 堤防と道路

山梨県知事

平成二十九年四月三日

後 藤

斎

- Ш
- 河川の名称 富士川水系十郎川
- 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 道々芽木六百六十五番五地先まで 河川管理施設の位置 甲府市桜井町字久保田六百十五番二地先から同市桜井町字
- 几 管理を行う者の氏名及び住所
- 氏名 甲府市長 樋口雄一
- 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号

五. 管理の内容

- るものに限る。)、改築、維持又は修繕 路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道
- 2 路肩に接する法面で、関係図書に示す横断図の占用範囲内にあるものについての
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 するときまで 平成二十九年四月三日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止

公 告

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出が

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤

斎

届出者

代表者の氏名	住所
代表取締役 荻野寛二株式会社オギノ	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

届出の

)概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 オギノ伊勢ショッピングセンター
- 所在地 山梨県甲府市幸町二十八番二十四号外
- 2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び 位置 届出の図面のとおり 収容台数 収容台数 百七十五台 財車場の位置及び 位置 届出の図面のとおり
変更前 収容台数 百七十五 収容台数 百七十五
変更後 変更後 歴報 日本の図面のとおり 位置 届出の図面のとおり 世置 届出の図面のとおり でできる エー台

3 変更する年月日 平成二十九年十月二十八日

届出年月日 平成二十九年二月二十七日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一 一階 山梨県県民情報

五. 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年八月三日まで

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤

斎

発行者	山梨県
山梨県	県公報
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二千六百八十五号
	平成二十九年四月三日
印刷所(株サンニチ印刷)	日
甲府市北口二丁目六番	
	二七八